2020 年 12 月 24 日 №14

老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会

今年 12 月に大阪地裁で、私たちと同じ行政訴訟である大飯原発 3.4 号機の設置許可取消し訴訟の画期的な判決が出されました。判決で指摘された、基準地震動の策定で経験式のばらつきが考慮されていない問題は、高浜原発・美浜原発も同じです。

しかし、その一方で、高浜町・美浜町の両町議会でこともあろうに老朽原発の再稼働を求める請願が採択されてしまいました。地元・関西・名古屋からも多くの人が様々な形で同意しないよう町民や町、議会への働きかけを行ってきたにもかかわらず！ 町長は近く正式に同意表明するとみられ、今後は福井県の同意が焦点になってきます。落ち込んでばかりはいられません。間違いなく正念場である 2021 年に向けて、ギアを上げていきましょう！

□――――――――――――――――――――――――――――

【報告】10／5 高浜 1・2 号第 16 回
＋美浜 3 号第 14 回　口頭弁論

――――――――――――――――――――――――――――■

10 月 5 日は、原発地元・関西・名古屋周辺から多くの参加がありました。稼動 40 年超３原発の再稼動の日程が具体的になってきた緊張感と、新しいバックフィット裁判がこの日の提訴されたからです。

＜繰り返しの揺れ：
被告・国の反論に対する再反論＞

熊本地震のように強い地震が続けて起こる可能性を否定することはできないと、藤川誠二弁護士が高浜事件の口頭弁論で陳述しました。

原発の重要施設は基準地震動の揺れ１回分に耐えられる設計であることが求められているだけで、塑性変形（元に戻らない変形）が生じることは許容されています。1 回目の揺れに耐えられたとしても、もし、塑性変形が生じ、再度揺れに襲われたらどうなるでしょう。2 回目の揺れが基準地震動に満たない程度でも、すでに施設の耐震性能が低くなっているので、設備が壊れる恐れがあります。なんと、国はこれを考慮しなくてよいと反論しています。これに対して、いや考慮すべきと問題提起したのは、国の旧原子力安全委員会が福島原発事故後に設置した専門委員会だったのです。

＜新聞記事まとめ：
未だ続く東電福島原発事故の被害＞

美浜事件の口頭弁論は、この間の原発関連記事をまとめて、北村栄弁護団長が未だ続く福島原発事故の被害や原子力事業者の不誠実な対応などを陳述しました。１つは、日本原電が敦賀原発２号機の審査で、地質データを無断で書き換えたり削除したりしていた問題です。規制委員長の更田氏は記者会見でこの件に関し、「（文書に）一度書いたデータを取り除いて（書き換えや削除して）いいかどうかは，丁寧な議論が必要になる。科学に携わる者として常識」と断じたとのこと。当訴訟では、原子炉容器の監視試験片（中性子照射脆化を調べ

るもの）の原データの提出を求めていますが、元となるデータの開示を頑なに拒む関電は問題ないのでしょうか。

＜執行停止を求める裁判を行うのは厳しい＞

報告集会で執行停止を求める裁判について質問がありました。藤川事務局長から、別途裁判を行うのは厳しいこと、「中性子照射脆化の文書提出命令など大きな問題もあり、本訴の進行を早めていきたい。」と説明がありました。次項【弁護団から】をご参照ください。

＜次回・次々回期日＞

これまでと開始時刻が変わっていますのでご注意ください。

いずれも名古屋地方裁判所（２号法廷予定）

2021 年 1 月 28 日（木）

11:00～　高浜 1.2 号機　第 17 回口頭弁論

14:30～　美浜 3 号機　　第 15 回口頭弁論

2021 年 5 月 10 日（月）

11:00～　高浜 1.2 号機　第 18 回口頭弁論

14:30～　美浜 3 号機　　第 16 回口頭弁論

□――――――――――――――――――――――――

【弁護団から】執行停止の裁判について

――――――――――――――――――――――――■

皆様，日頃，裁判へのご支援・ご協力誠にありがとうございます。

さて，私たちが裁判において，再稼働阻止，廃炉を求めている高浜原発１，２号機と美浜原発３号機については，対策工事も終え，再稼働が現実味を帯びてきました。

この裁判では，提訴時点では，現在の裁判とは別に，執行停止を求める裁判も視野に入れておりました。

再稼働が迫る中，執行停止の裁判を提起するかどうかという判断が必要な時期となりました。

執行停止の裁判は，現在の裁判とは別の事件と扱われることになりますが，これまでの裁判の負担を考えると，現在の裁判を維持しつつ，新たに執行停止の裁判を行うことは，非常に厳しいと考えております。

ただ弁護団としては，執行停止の裁判をやらないと決定したわけではありません。

再稼働の時期や市民の皆さんの声、弁護団員の状況を見据えながら、執行停止の裁判を行うかどうかを今後考えていきたいと思っています。

それまでは、この裁判に勝訴することを最優先とし，貴重な弁護団員の人的資源を現在の裁判に全力を傾けるという方針としたいと考えております。

どうぞ，ご理解のほど，お願いいたします。

老朽原発 40 年廃炉訴訟弁護団

事務局長　藤川誠二

□――――――――――――――――――――――――

【バックフィット提訴】

10／5 不適合なら停止を義務づけよ！

――――――――――――――――――――――――■

10 月 5 日、名古屋地裁でもう 1 つの原発裁判「原発バックフィット・停止義務づけ訴訟」が始まりました。すでに稼動して現在定期検査中の高浜３号機と４号機が対象です。

原告は、福井、京都、大阪、兵庫、愛知の住民９名です。原告共同代表は、福井県高浜町の東山幸弘さんと名古屋市の草地妙子さん。

原発の安全性について新しい知見があっても、それを安全規制に反映させる法的な規定が福島原発事故以前はありませんでした。新しい知見への対応は、バックチェックと言って原発を動かしながらの行政指導と電力会社の自主性に委ねられていたのです。福島原発事故は、設計用津波高を超える津波が来る可能性を知りながら、対応が先送りされていたために起こりました。これを防ぐために、「バックフイ

ット制度」ができました。すでに許可された原発でも、常に最新基準の適用を義務付けています。基準に満たない場合、規制委は原発の停止を強制できます。

では、関電３原発の火山灰の想定はどうでしょう。規制委は、想定が過小評価・基準不適合と認定しました。なのに運転を停止させません。「不適合なら止める」を当たり前にしましょう。

原告の１人、西英子さんは月刊誌『世界』の１２月号への投書で次のように書いています。「規制委が、いつまでも電力会社の代弁者になっていてはいけない。電力会社から完全に独立した規制組織になるべきである。」

バックフィット訴訟　第１回口頭弁論
２０２１年１月２７日（水）14：30～（50 分程度）
名古屋地裁１号法廷
＊裁判前のミニ集会はありません。
＊新型コロナウイルス感染症対策により傍聴席数の制限あり。傍聴は抽選が実施される見込みですが、まだ時刻は決まっておりません。開始時刻の 30 分前と予想しています。詳しくは期日が近くなりましたら弁護団にお問い合わせください。（40 年廃炉訴訟市民の会の SNS 等でもお知らせします。）
＜内容＞
・訴状の要旨陳述（青木秀樹弁護団長、中野宏典弁護士）
・原告意見陳述　東山幸弘さん
裁判終了後、桜華会館にて記者会見＆報告集会

第２回口頭弁論
２０２１年５月１９日（水）１４：３０
名古屋地裁１号法廷

＜連絡先＆お問い合わせ＞
弁護団事務局：小島寛司（事務局長）
弁護士法人 名古屋Ｅ＆Ｊ法律事務所
名古屋市中村区椿町 15 番 19 号
学校法人秋田学園名駅ビル２階
TEL:052–459–1750

＊40 年廃炉訴訟とは別にバックフィット訴訟弁護団が結成され、会計も別ですが（大口のご寄付を使わせていただくこととなったそうです）、40 年廃炉訴訟から派生した裁判で、同じ名古屋地裁での行政裁判ということで、当会も可能な限りの協力をしていきます！

□――――――――――――――――――――――――――――

【力及ばず】高浜・美浜両町議会が
老朽原発の再稼動に同意

――――――――――――――――――――――――――――■

関電が計画する来年１月の美浜３号機、同３月の高浜１号機の運転再開には、地元の町議会と町長、そして福井県議会と県知事の同意が必要です。

すでに高浜町・美浜町の両町議会は再稼動に同意してしまいましたが、9 月 17 日の安全対策工事の完了以降の地元の動きはあまりにも性急でした。両町議会には、老朽原発の再稼動を求める請願や意見書が自民党や商工会議所、経済団体等から早いうちから提出され、反対する市民側も住民や町の担当部署に働きかけたり、議会に個人や団体で要望書や請願を出すなどしてきました。私たち 40 年廃炉訴訟市民の会も、高浜町議会には緊急要望書、美浜町議会には請願書を出し（次項参照）、老朽原発の危険性、規制委の審査のずさんさを具体的に提起しましたが、不採択となりました。

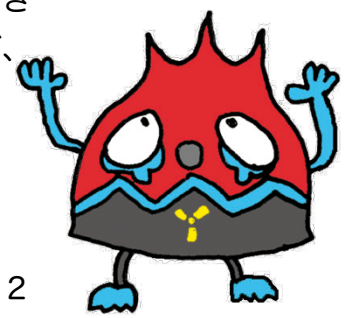

地元同意の経緯；
9/25　高浜町議会原子力対策特別委員会に高浜１・２号機再稼動求める請願が提出される　→継続審議に
9/28　関電、美浜町で取締役会
10/16　資源エネ長官ほか、福井県、高浜町、美浜町、舞鶴市へ再稼動への協力要請
10/19　美浜町議会臨時会　再稼動賛成請願２件について特別委での審議を決定
10/21　美浜町議会 特別委員会　美浜３号機視察
10/22　杉本達治福井県知事　使用済み核燃料の中間貯蔵施設の県外候補地を示すことが再稼動同意の判断の前提と発言
10/23　高浜町議会全員協議会に再稼動同意の追加請願１件、要望書２件、陳情書１件が提出される
10/27　福井県　原子力安全専門委員会　関電からの聞き取り

10/30　高浜町文化会館にて内閣府・資源エネ庁による住民との意見交換会
10/31　美浜町生涯学習センターにて美浜町主催の住民説明会
11/ 6　高浜町議会　特別委で再稼動同意請願等を採択
11/12　高浜町臨時会　再稼動同意請願を採択
11/25　高浜町議会全員協議会　再稼動に同意し野瀬町長に報告
11/30　美浜町議会　再稼動への同意・反対請願が提出される
12/2-3　美浜町議会　河本猛議員・松下照幸議員による一般質問
12/9　美浜町議会　特別委員会　再稼動同意請願を採択
12/15　美浜町本会議　再稼動同意請願と国への意見書採択
12/18　美浜町議会　再稼動同意し戸嶋町長に報告
12/18　電気事業連合会　青森県とむつ市に中間貯蔵施設の共用化案を説明
12/22　むつ市の宮下宗一郎市長は朝日新聞のインタビューで、関電の使用済み核燃料を受け入れる余地について「ないです。立地協定に書いていない」と否定。電事連や関電とは今後直接面談する考えがないとも述べた。

□――――――――――――――――――――――――――――

【報告】高浜・美浜町議会に
　再稼動同意を見送るよう緊急要請や請願を提出
町議員も信じられない！
　　「規制委が原データを見ていない」

――――――――――――――――――――――――――――■

40 年廃炉訴訟市民の会として、拙速に老朽原発再稼動の同意をしないでほしいという緊急要請書を 11 月 5 日付で高浜町議会に提出し、美浜町議会にも 11 月 13 日付請願書（紹介議員：松下照幸議員、河本猛議員、寺田順一議員）を提出しました。

美浜町議会へは、市民の会の安楽事務局長が請願書を持参し、竹仲議長に直接読み上げてお渡しすることができました。

裁判をやっている団体ということで、理由には美浜原発３号機で争点になっていることを一部盛り込んだのですが、技術的な話が多かったためか、厄介な請願書が来たなという反応をされてしまいました。

美浜町議会の原子力発電所特別委員会では、当会や他の提出者からの請願書が、原子力規制委員会が原子炉容器の監視試験片の原データを確認もせず、関電の評価結果をうのみにして認可したことを指摘していることについて、議員から「高浜は全く元データも見ないで、さっさと合格にしたというふうな

イメージが来ますけれども、そういうことは決してないというふうに私は考えております。したがって、この表現をそのままうのみにして、この請願に賛成するということはできないですね。」との発言がありました。この発言は他の提出者の請願の審議におけるものでしたが、当会の請願書にも関わることであり、当会が取り組む裁判でわかった事実ですので、議員にご説明する必要があると考え、急きょ議員各位に、12 月 14 日付説明及び慎重審議要請書を提出しました。

しかし、残念ながら、翌日 12 月 15 日の本会議において、当会含む再稼働に同意しないよう求める請願は、議長を除く議員１３人中、賛成３、反対１０で不採択となりました。

□――――――――――――――――――――――――――――

【風雲急を告げる】9/6 大阪大集会から 12 月まで
老朽原発うごかすな！キャンペーン、リレーデモ

――――――――――――――――――――――――――――■

老朽原発を動かそうと地元合意をめざす動きが強まる中、これに抗して、9 月から 12 月、「老朽原発うごかすな」キャンペーンが行われ、名古屋・岐阜でもスタンディングなどを行いました。

◎9/6「老朽原発うごかすな！」大集会 in 大阪、サテライト・スタンディング in 名古屋

大阪大集会（1600 人）では、40 年廃炉訴訟市民の会・草地共同代表もスピーチ。名古屋から 5 人参加。栄のスタンディングは 20 人以上参加。

◎11/12 高浜町役場での「高浜町臨時議会」に抗議
【呼びかけ】老朽原発うごかすな！実行委員会

◎11/16@名古屋・栄
「美浜原発３号機運転延長から４年」この日を忘れない！街頭アクション
【呼びかけ】40 年廃炉訴訟市民の会
約 15 人参加。

◎11/21@名鉄岐阜駅
「美浜老朽原発再稼動　賛成？反対？街頭シール投票【主催】さよなら原発・ぎふ

デンジャラスくんも参加！約 30 分呼びかけて集計結果は、

賛成ゼロ、どちらでもない１２、反対４２☆

◎11/23～12/9　「老朽原発うごかすな！」200km リレーデモ

関電本店から美浜町の関電原子力事業本部まで。

11/23 の関電包囲大集会には、40 年廃炉訴訟市民の会・草地共同代表からメッセージを届けました。最終日の 12/ 9 には、名古屋からの 4 人を含め約 200 人が参加。

◎12/12 さよなら原発パレード in ぎふ 第 37 回
「美浜老朽原発 動かすな！」【主催】さよなら原発・ぎふ

またまた、デンジャラスくんも参加！
私たち市民の会の草地妙子共同代表が発言しました。

□――――――――――――――――――――――――――――

【報告】TOOLD カフェ第６回@ZOOM
by 阪上武さん

――――――――――――――――――――――――――――■

規制委のいわゆる「秘密会議事件」に関連して、9 月 29 日 TOOLD カフェ「原子力規制委員会に原発をとめられるのか？～規制委員会の火山審査をめぐる作為と不作為」を行いました。

原子力規制を監視する市民の会の阪上武さんが、規制委の審査会合の傍聴や行政不服審査請求などで得た情報などを交え詳しく解説してくださいました。録画と資料は、市民の会 HP にあります。

□――――――――――――――――――――――――――――

【規制委の審査は違法】大阪地裁勝訴判決で
高浜・美浜老朽原発の再稼動を止めよう！

――――――――――――――――――――――――――――■

12 月 4 日、大飯原発 3,4 号機の設置変更許可取り消し訴訟で大阪地裁判決は、大飯原発の基準地震動について原子力規制委の審査に過誤・欠落があると指弾しました。基準地震動の策定で、断層面積から地震モーメントを求める経験式は平均値を表現しているにすぎないのに、平均値から外れる「ばらつき」が考慮されていなかったからです。規制委が自ら作り、法的にも規定された地震動審査ガイドでは、「Ⅰ.3.2.3 震源特性パラメータの設定(2)」の第２項で「経験式が有する“ばらつき”も考慮されている必要がある。」と明確に書いています。この項は経験式を作った学者等の問題意識を踏まえ、あえて福島原発事故以降盛り込まれた文章でした。また、規制委員会が出している「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」の中でもその意味が念押しされています。

基準地震動の策定で「ばらつき」を無視している問題は、私たちの高浜１・２号機、美浜３号機を対象とした裁判でも主張してきました。（高浜準備書面 14（美浜では準備書面 13）及び準備書面 36）

この「ばらつき」を１標準偏差考慮して上乗せすると、美浜３号機では 1330 ガルになり、現基準地震動 993 ガルを超えます。高浜の場合も現基準地震動 700 ガルより大きくなります。高浜も美浜も設置許可を取り消し、基準地震動の評価をやりなおすべきです。

来年の再稼動など許されません。この勝訴判決をどんどん生かしていきましょう。

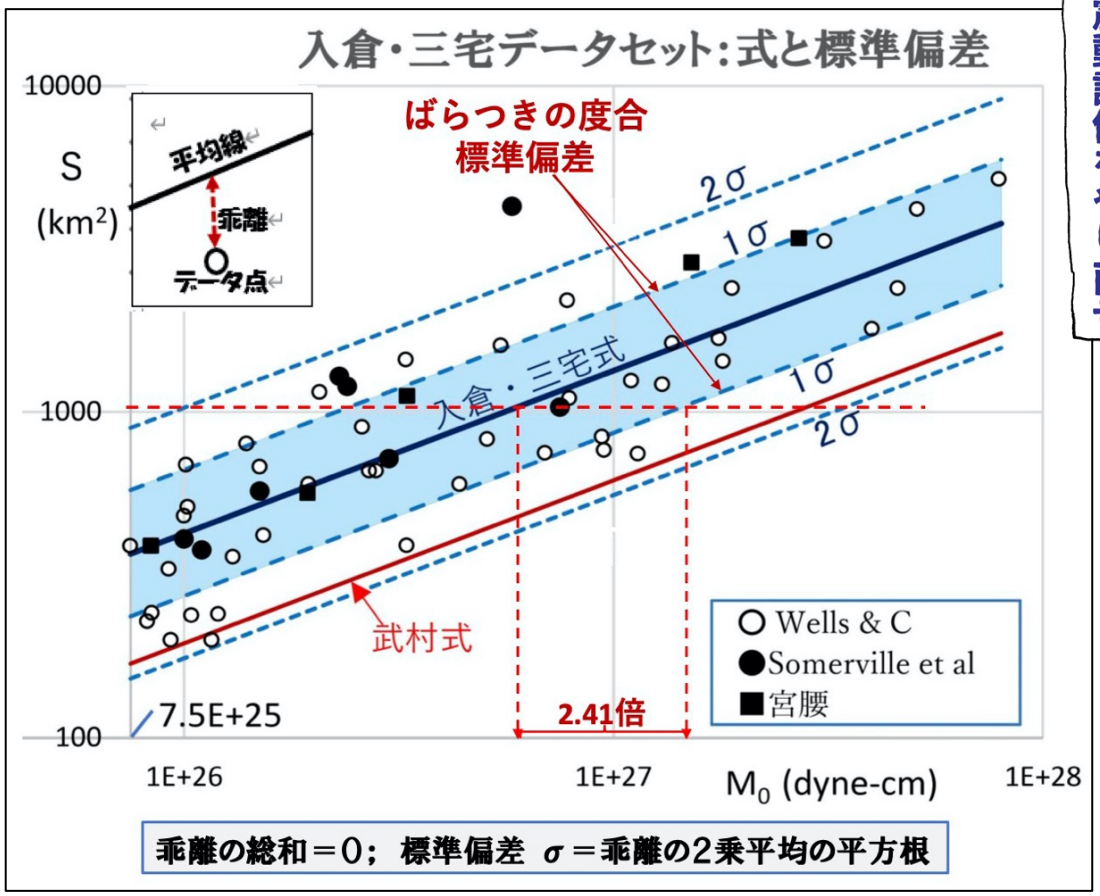

2020.12.22
大阪地裁判決を受けて院内集会・規制庁交渉の資料より
小山英之さん
(原告団共同代表)作成
美浜の会 HP 掲載

□――――――――――――――――――――――――――――

【toold40 弁護士インタビュー】

松村啓史（さとし）弁護士

毎回、法廷に出ています！

裁判官の心に届け、僕らの熱意！

――――――――――――――――――――――――――――■

松村啓史弁護士は、今日も大型スーツケースを法廷に運び込んだ。中から取り出したぶ厚いファイルを 5～6 部ドカドカと原告団の机の上に並べた。入っているのは、訴状・直近数回分の期日の準備書面・証拠に関する説明書など。中には数百ページに及ぶものがある。

例えば、北村栄弁護団長が毎回陳述する新聞記事のまとめも、傍聴席の私たちが聞くのは要旨だけだが、実際は新聞記事の全文が証拠として提出される。そのプロセスはこうだ。

１, 40 年廃炉訴訟の市民サポーターが福井新聞他３紙を集め、北村弁護士に届ける。
２，北村が関連する記事にマーカーで印を付ける。
３，ボランティアが記事をベタ打ち入力する。
４，松村が、記事に証拠番号を付け下記のように整理し，準備書面の体裁に整える。
(a)日付・新聞名・証拠番号 (b)記事見出し (c)本文
５，北村が一定のストーリーに沿って、記事の要約を作る。

関電の不正受給問題や秘密会議事件のような事件が起こったときは、新聞記事の数が増え、60 件から 70 件ほどになる。松村の作業だけでも 3～4 時間に及ぶ。たった 3 ヶ月の間にも、原発トラブルはほぼ必ず起こっている。松村は、原発の時代は終わったとつくづく感じる。

松村は、弁護士登録して今年 12 月でちょうど 3 年になる。名古屋で生まれ育った松村が早稲田大学法学部卒業後、名古屋大学法科大学院を修了し、司法修習を北村栄弁護士の指導の下で受けた。松村は、そのまま名古屋第一法律事務所に入所し、気がついたら 40 年廃炉訴訟の弁護団に入っていた。

松村が担当した準備書面は 2 件。1 件は、40 年前の電気製品等と比較し，老朽原発がいかに古くて危険かを記述した。もう 1 件は、原発差止め判決を出した樋口英明元裁判官の講演録だ。どちらも、本件裁判官に原発の危険性を感覚で感じてもらうためだ。

松村は、弁護団に入って以来、ほぼ欠かさず口頭弁論に出席している。原告席に原告・弁護士がずらっと並び、傍聴席をいっぱいにして、裁判への関心の強さを裁判官に感じさせたいからだ。これからもできることを、せいいっぱいやっていこうと思う。

□――――――――――――――――――――――――――――

【勝訴！】生業訴訟・控訴審　仙台高裁判決

国が東電に津波対策をさせる規制権限を行使しなかったのは違法！

――――――――――――――――――――――――――――■

9 月 30 日、東電福島原発事故の損害賠償請求訴訟の中でも、原告が福島県で暮らす住民など約 3600 人と最も多い生業訴訟 の控訴審判決で、仙台高裁は、国が東電に津波対策をさせる規制権限を行使しなかったのは違法として国の責任を認めました。高裁判決として初めてです！

昨年 8 月のあの最悪の名古屋地裁判決から 1 年。この日、名古屋の「だまっちゃおれん 原発事故人権侵害訴訟・愛知岐阜」原告団・弁護団と中電本店前金曜行動市民の会の呼びかけで、中部電力本店前で連帯行動しました。希望を持って名古屋の裁判もがんばっていきましょう！

□――――――――――――――――――――――――――――

【国の責任を追及】控訴審始まる！

東電福島原発事故避難者訴訟@名古屋高裁

――――――――――――――――――――――――――――■

全国の原発賠償裁判の中でも最悪とも言われる名古屋地裁判決から 1 年半、新型コロナウイルス感染症の影響で遅れていた控訴審が始まります。

控訴審からは、原告の一部が脱被ばく・脱原発の姿勢を強く打ち出したいとして別の代理人（弁護団）に依頼し、「だまっちゃおれん 原発事故人権侵害訴訟・愛知岐阜」として取り組んで行くことになりま

したが、期日は同じです。これまで同様、すべての原告・弁護団を応援していきましょう！

控訴審第１回口頭弁論

2021 年２月１日（月）14:00～15:00

第２回口頭弁論

2021 年３月 17 日（水）10:50～12:00

＊どちらも名古屋高裁１号法廷

第１回は、「だまっちゃおれん」訴訟原告の意見陳述と弁護団からの書面要旨陳述、第２回は、１審からの弁護団の書面要旨陳述と国の反論の陳述が予定されているそうです。

＜お問い合わせ先＞

原発事故損害賠償請求訴訟愛知・岐阜

福島原発事故損害賠償愛知弁護団

TEL：052-414-7338

だまっちゃおれん 原発事故人権侵害訴訟・愛知岐阜

【E-Mail】damatchaoren@gmail.com

【FB】https://www.facebook.com/damatchaoren/

【Twitter】https://twitter.com/damatchaoren

□――――――――――――――――――――――――――――

【お願い】会費納入をお願いします

――――――――――――――――――――――――――――■

皆様のご支援によって訴訟活動や訴訟の支援活動、広報活動を行うことができます。2021 年度も引き続きご支援をお願いします。会費は2,000円/年です。

郵送宛名ラベルに★印がついていない方は、2020年度会費が未納となっております。こちらも併せて納入いただけましたら幸いです。よろしくお願いいたします。

会費・カンパのお振込み先

【ゆうちょ銀行】

口座番号：００８１０-０-１５３７４８

口座名義　：40 年廃炉訴訟市民の会

（ ヨンジュウネンハイロソショウシミンノカイ）

【他銀行から】

金融機関コード：９９００（ゆうちょ銀行）

店番号：０８９

当座預金

店名：〇八九 店（ゼロハチキユウ店）

口座番号：０１５３７４８

※会員になって継続的にご支援ください。振込票に、「入会申し込み」と明記し、氏名・住所・電話番号のご記入があれば、会員登録されます。メールアドレスのある方はご記入ください。ホームページからも会員登録できます。メールマガジン等を配信します。

□――――――――――――――――――――――――――――

【総会】2/23 第５回市民の会＜総会＞

＊新型コロナウイルス感染症対策のため Zoom 併用、記念講演はありません。

――――――――――――――――――――――――――――■

とき：2021 年２月２３日（火・休）

１４：００～１５：３０

ところ：名古屋市教育館３階　第４・５研修室

名古屋市東区泉一丁目１番４号

〇裁判報告（弁護団）

〇活動報告、会計報告、監査報告

〇活動計画と予算案ほか

新型コロナウイルス感染症対策のため、会場の参加予定人数を事前に把握したいと思います。会場参加をご希望の方は、恐れ入りますが事前に事務局までご連絡をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症流行の状況によっては、会場の定員がさらに制限されたり、会場が使用できなくなる場合もありますが、どうかご了承ください。

会場が使用できなくなった場合は、Zoom のみで総会を実施いたします。

可能な方は Zoom でのご参加をお願いいたします。Zoom での参加方法は、次回メルマガ、通信でお知らせいたします。

＊全号のデンジャラスくん通信 No.13 について訂正とお詫び＊

2ページ記載の次々回期日の曜日と美浜事件の時刻が間違っておりました。申し訳ありませんでした。

訂正：1月28日（月）→1月28日（木）

13:30～ 美浜3号機 第 15 回口頭弁論

→14:30～ 美浜3号機 第 15 回口頭弁論

また、9ページに「T シャツのサイズ表は同封ちらしをご覧ください。」と記載しながら、発送作業の都合でちらしを同封できませんでした。申し訳ありません。今回、同封させていただきました。

【デンジャラスくん通信　発行責任】

★老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会★

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2 丁目 18-22

三博ビル 5F 名古屋第一法律事務所内

TEL：080-9495-9414

E-mail：toold40citizens@gmail.com

HP：http://toold-40-takahama.com/people/

FB、Instagram、Twitter などは HP からどうぞ

TOOLD40@NAGOYA

老朽原発40年廃炉訴訟市民の会